

矢板市水道事業

令和 7 年度 水質検査計画

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保証するために重要であり、水道水の水質管理の中核をなすものです。

水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めた水質検査計画を策定しました。

【検査計画の内容】

1. 基本的な方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び水道水の状況
4. 検査項目及び頻度
5. 検査地点
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査方法
8. 水質検査計画及び結果の公表について
9. 検査結果の評価について
10. おいしい水道水の要件について
11. 水質検査の精度と信頼性保証について
12. 関係者との連携

1. 基本的な方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下のとおり水質検査を行います。

(1) 検査地点

寺山ダム及び井戸から得られた原水については浄水場入口または各井戸、原水を浄水処理した水道水（浄水）については給水栓（蛇口）で水質検査を実施します。

(2) 検査項目

検査項目は、水道法で義務付けられた水質基準項目、水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目、毎日検査項目、耐塩素性病原生物及びその指標菌とします。

(3) 検査頻度

- 水道水（浄水）については水道法（施行規則第 15 条）に規定された頻度（1 ヶ月、3 ヶ月、1 年、3 年のいずれかに 1 回に省略可能）で水質検査を行います。その他、水質基準とするには至らないが、水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目として設定された水質管理目標設定項目については、3 年に 1 回

検査を行います。ただし、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタタン酸については、1年に1回検査を実施します。

○原水については法に明確な規定がありませんが、年1回定期的に全項目検査を実施します。またクリプトスポリジウム・ジルジア、指標菌について、適切な頻度での検査を行います。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況（令和6年3月31日現在）

給水区域内人口	30,384 人
給水普及率	99.48 %
1日配水能力	23,874 m ³ /日
1日最大配水量	13,595 m ³ /日
1人1日平均配水量	409 リットル

(2) 浄水施設の概要

市内に6箇所の浄水場より配水池へ送水され、各家庭へ給水しています。

浄水場名称	寺山浄水場	片岡浄水場
所在地	長井 2153-1	片岡 2445-11
水源	寺山ダム	深井戸×3本
処理方式	急速ろ過、塩素消毒	塩素消毒
処理能力 (m ³ /日)	8,325	2,412

浄水場名称	泉浄水場	西部浄水場
所在地	上伊佐野 204-4	倉掛 922-40
水源	深井戸×2本	深井戸×2本
処理方式	塩素消毒	塩素消毒
処理能力 (m ³ /日)	2,264	1,699

浄水場名称	中央浄水場	第二農場浄水場
所在地	木幡 1325	平野 1622-3
水源	深井戸×5本	深井戸×1本
処理方式	塩素消毒	塩素消毒
処理能力 (m ³ /日)	7,682	1,492

3. 原水及び水道水の状況

(1) 原水（浄水場入口の水）水質で留意すべき状況

原水で留意すべき事項、対象項目及び対処方法は次のとおりです。

水 源	留意すべき事項	対象項目	対処方法
寺山ダム	カビ臭	ジェオスミン 2-メチルイソボルネオール 臭気	活性炭注入

寺山ダムを除くその他の水源については、良質な地下水であり、留意すべき事項は特
にありません。

(2) 水道水の状況

水道水は水質基準を全て満たしており、安全で良質な水をお届けしております。

4. 検査項目及び頻度

(1) 水道水（浄水）

○毎日検査項目（3項目）

・水道法に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については全水源 1
日に1回以上実施します。

○水質基準項目（51項目）

・水質基準項目 51 項目の検査については全水源過去 3 年間の検査実績により 1 ヶ月、
3 ヶ月、1 年、3 年のいずれかに 1 回実施します。（別表 1）

（令和 7 年度につきましては 3 年に 1 回の検査を実施しません。）

なおジェオスミン、メチルイソボルネオールにつきましては、寺山浄水場では月
1 回検査します。井戸から得られた原水では藻類等の発生がなく検査する必要がな
いことが明らかであると認められる為、年 1 回の検査とします。

○水質管理目標設定項目（19項目）

・中央配水区は、栃木県水道水質管理計画に基づき 1 年に 2 回検査を実施し、その
他の配水区は、3 年に 1 回検査を実施します。（別表 3）

（令和 7 年度につきましては 3 年に 1 回の検査を実施しません。）

ただし、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸について
は、1 年に 1 回検査を実施します。

・水質管理目標設定項目 27 項目のうち 5 項目について、水質基準項目 51 項目で検
査するため省略を基本としますが、水質基準項目の検査実施項目と重複しない項目
は検査を実施します。また、農薬 1 項目について原水で検査するため省略、残留塩
素は毎日検査として検査しているため省略、亜塩素酸・二酸化塩素について二酸化
塩素（消毒剤）を使用していないため省略します。

(2) 原水

○水質基準項目 39 項目

・水質基準項目 39 項目の検査について、全水源 1 年に 1 回実施します。（別表 2）

○水質管理目標設定項目

・水質管理目標設定項目のうち農薬類の検査について、原水付近の農地等の使用状況を判断して、検査箇所、検査項目を選定します。また検査頻度について過去の水質実績が良好な為、3年に1回実施とします。(別表4)

(令和7年度は検査を実施します。)

○その他の項目

・寺山着水井では耐塩素性病原生物の検査として、クリプトスポリジウム・ジルジアの検査を1年に4回実施します。また指標菌の検査を1年に12回実施します。

(別表5)

・その他の水源では指標菌の検査を1年に1回実施します。

5. 検査地点

(1) 水道水については配水区を考慮し、毎日検査については15箇所、水質基準項目等の検査については6箇所の給水栓で採水します。

(2) 原水については、寺山ダムは寺山浄水場入口(着水井)、その他の水源は各井戸で採水します。

6. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しない恐れがある以下のような場合には、臨時の水質検査を実施し、水道水の安全性が確保されるまで継続します。

(1) 水源の水質が著しく悪化したとき。

(2) 水源に異常があったとき。

(3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。

(4) 浄水過程に異常があったとき。

(5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。

(6) その他特に必要があると認められるとき。

7. 水質検査方法

(1) 毎日検査については、水道施設維持管理委託業者に委託して実施します。

(2) 水質基準項目・水質管理目標設定項目・耐塩素性病原生物及びその指標菌の検査は、厚生労働省登録検査機関に委託して実施します。水質検査方法は水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省第101号)に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)により行い、省令に記載されていない項目については、上水試験方法(日本水道協会編)などにより行います。

(3) 臨時の水質検査についても、厚生労働省登録検査機関に委託して実施します。

8. 水質検査計画及び結果の公表について

水質検査計画及び結果については、ホームページで公表します。ご意見があればお寄せください。また、詳細を矢板市情報公開条例に基づく請求により開示します。

9. 検査結果の評価について

検査結果の評価は検査ごとに行います。また、検査の結果をもとに、必要があれば検査計画を見直していきます。

10. おいしい水道水の要件について

一般的に水がおいしいと感じるのは、おいしくする成分（ミネラル、炭酸ガスなど）が適度に含まれているからです。この含有成分に加え、最も大切な要因が水温です。

おいしい水の要件として、1985年4月に厚生省（現厚生労働省）の諮問機関「おいしい水研究会」がまとめた「おいしい水の要件」があります。これらの要件を満たせるように検査結果を元に見直していきます。（別表6）

11. 水質検査の精度と信頼性保証について

結果を評価するに当たり、水質検査委託先である厚生労働省登録検査機関に対して定期的に精度管理表（内部制度管理、外部精度管理）の報告を求め、検査の精度と信頼性の確保に努めています。

12. 関係者との連携

水道水の安全性を確保していくため、栃木県矢板土木事務所ダム管理部、栃木県上下水道課、栃木県環境保全課及び関係機関との連携・情報交換を図り、水質保全に努めています。